

エネルギー多量使用事業者向け

大阪府気候変動対策の推進に関する条例
に基づく令和4年度実績報告書の書き方説明
【旧制度に基づく報告書】

大阪府環境農林水産部
脱炭素・エネルギー政策課
気候変動緩和・適応策推進グループ

(注意)

大阪府気候変動対策の推進に関する条例及び同規則(以下「条例等」という)は令和5年4月1日付で改正されていますが、この資料は、改正前に届出された対策計画書等に係る実績報告書の書き方について説明するものです。

このため、本資料では、改正前の条例等に基づいて記載しています。

改正後の条例等については、大阪府ホームページ「[大阪府／大阪府気候変動対策の推進に関する条例 \(osaka.lg.jp\)](https://www.osaka.lg.jp/)」よりご確認ください。

目次

1. 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の目的
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
4. 顕彰について
5. 立入調査について
6. 実績報告書の書き方と留意点
7. よくある質問

1. 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の目的

目的

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- 電気の需要の最適化
- 建築物の環境配慮 等

➡ 良好な都市環境の形成

➡ 現在及び将来の
府民の健康で豊かな生活の確保

2. 届出制度の概要について

●大阪府域では100年間に約2℃気温が上昇しており、これは地球温暖化とヒートアイランド現象の2つの“温暖化”の影響と考えられています。

●これらの温暖化の防止等の対策を推進するため、大阪府では気候変動対策の推進に関する条例により、気候変動の緩和、気候変動への適応、電気の需要の最適化、建築物の環境配慮のための対策等を促進しています。

産業・業務・運輸

エネルギーの多量消費事業者による報告制度

対象：エネルギーを多量に使用する事業者等

〔特定事業者〕

・温室効果ガスの排出抑制等のための対策計画書や実績報告書の届出と公表

おおさか気候変動対策賞

建築物

建築物の環境配慮制度

対象：建築物を新築する方や増改築する方（新築・増改築に係る部分の床面積が2,000㎡以上）

・建築物環境計画書等の届出と公表
・建築物環境性能表示（表示ラベル）の表示

おおさか環境にやさしい建築賞

おおさか気候変動対策賞

電気事業者

小売電気事業者等による報告制度

対象：小売電気事業者等

・電気需給に関する対策計画書や実績報告書の届出と公表

2. 届出制度の概要について

《エネルギーの多量消費事業者による報告制度》

■ 特定事業者とは



1. 府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL／年以上の事業者
〔条例施行規則第3条第1号〕



2. 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン等）のうち、府内の加盟店を含む全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL／年以上の事業者
〔条例施行規則第3条第2号〕



3. 府内で自動車を100台以上（タクシー事業者の場合は250台以上）使用する事業者
〔条例施行規則第3条第3号〕

エネルギーの多量消費事業者（特定事業者）に対し、事業活動に係る

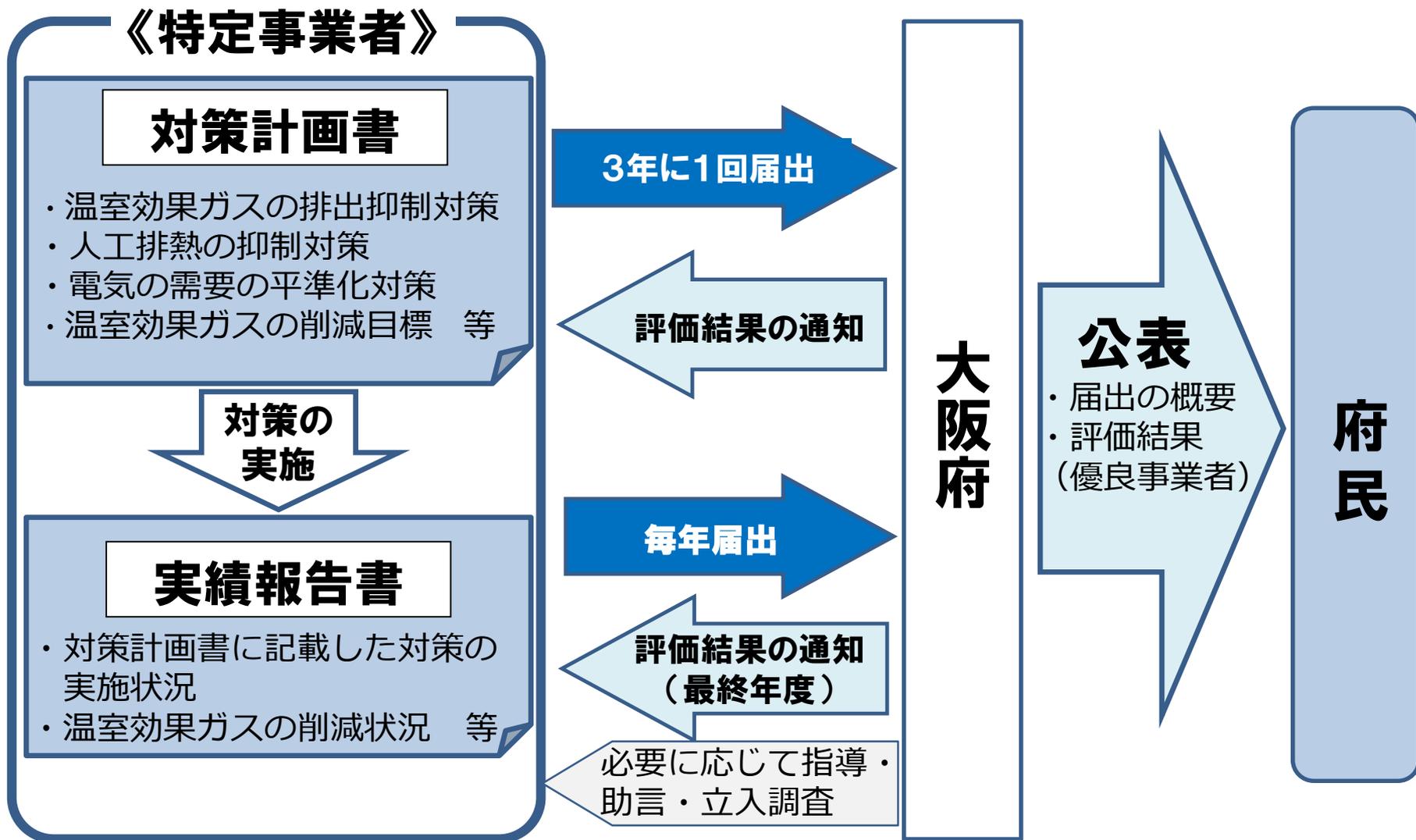
(1)①温室効果ガスの排出の抑制、②人工排熱の抑制、③電気の需要の平準化のための対策

(2)温室効果ガスの排出の抑制に関する目標などを記載した**3年間を計画期間とする対策計画書を届出**するとともに、対策計画書に基づき実施した結果を記載した**実績報告書を年度ごとに届出**することを義務付け

〔条例第9条第1項、第11条第1項〕

2. 届出制度の概要について

《エネルギーの多量消費事業者による報告制度》



2. 届出制度の概要について

- ✓ 特定事業者により計画期間は異なります。

提出年度 計画期間	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
2020～2022年度 (約100事業者)	報告書 計画書	報告書	報告書	報告書
2021～2023年度 (約600事業者)	報告書	報告書 計画書	報告書	報告書
2022～2024年度 (約200事業者)	報告書	報告書	報告書 計画書	報告書

8月末まで

全ての特定事業者

実績報告書

〔2022年度実績〕

2. 届出制度の概要について

■ 様式（入力用エクセルファイル）の入手方法

① 昨年度に届出をした特定事業者

- ・ **大阪府から届出事業者毎に今年度用のエクセルファイルをメールで送信**

【ご注意】 昨年度の様式は使用しないでください!!

② 新たに届出対象となる特定事業者

- ・ 大阪府ホームページから対策計画書の様式をダウンロードしてください。

■ 提出期限 実績報告書：8月末

■ 提出方法 ペーパーレスの電子申請を推奨

〔電子申請のURL〕

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_todokede.html ↑ココをクリック（☆）

※届出の提出は可能な限り電子申請を！

※郵送・持参の場合は、原本と併せて様式（入力用エクセルファイル）の電子データをメール等でご提出ください。

2. 届出制度の概要について

☆電子申請画面

The screenshot shows the website's navigation menu on the left and the main content area on the right. The navigation menu includes links for '条例トップページ', '届出方法について', '届出の概要', and '関連ページ'. The main content area is titled '特定事業者による届出について' and contains information about reporting requirements and links to various documents.

対策計画書、実績報告書など届出の種類に応じて申請ページが異なります。

The screenshot shows the '内容詳細' (Content Details) page for '特定事業者の実績報告書' (Reporting on the Performance of Designated Business Operators). The page includes a '概要' (Overview) section and two buttons: '次へ進む' (Next) and 'あとで申請する' (Apply Later). A '新規登録' (New Registration) button is visible in the top right corner of the page.

初めて電子申請を行う場合、「新規登録」を行います。

- 特定事業者の方はこちら
- 対策計画書(外部サイト)
- 実績報告書(外部サイト)
- 変更届(外部サイト)
- 廃止届(外部サイト)
- 休止届(外部サイト)
- 再開届(外部サイト)
- 氏名等変更届(外部サイト)
- 委任状(外部サイト)

電子申請での届出にご協力をお願いします。

3. 評価制度について

事業者の省エネ・省CO2の取組を促進し、より一層の削減を行う必要

⇒対策の実施状況や温室効果ガスの削減量を総合的に評価する「**評価制度**」を導入

※提出された実績報告書を大阪府が**評価** → **優良事業者は公表**

評価	(i)No1～41 の重点対策 実施率	(ii)削減率 (3年間)	(iii)平準化補 正後の削減率 (3年間)	評価の考え方	顕彰	公表	通知
AAA	95%以上	6%以上	3%以上	(i) 95%以上、(ii) 6%以上、 (iii) 3%以上	○	○	○
AA	90%以上	3%以上		評価AAA以外で、(i) 90%以上、 (ii) (iii) 3%以上		○	○
A+	80%以上	3%以上		評価AAA、AA以外で、(i) 80%以上、 (ii) (iii) 3%以上		○	○
A		—	—	重点対策実施率が80%以上で、 AAA、AA、A+以外のもの			○
B	60%以上 80%未満	—	—	(i) 60%以上80%未満			○
C	60%未満			(i) 60%未満、もしくは重点対策 No.1～4の実施率が100%未満			○

詳しい重点対策（41の評価項目）の説明については、スライド10へ

3. 評価制度について

■重点対策実施率について

- 特定事業者は対策計画書・実績報告書に、重点対策の実施状況を記載
- 重点対策のうち、39項目は、全ての事業者が実施すべき『必須項目』
※実施不可能な対策は「非該当」とする。
- 重点対策のうち、以下の2項目は 『選択項目』
「計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減」、「事業者独自の取組み」

$$\text{重点対策実施率} = \frac{\text{重点対策の実施数(最大41)}}{\text{重点対策の該当数(最大41)}} \times 100$$

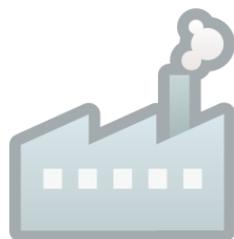
⇒重点対策の「実施済み」や「非該当」などの選択にあたっては、
必ず『重点対策ハンドブック』をご参照ください。

3. 評価制度について

重点対策の対象事業所

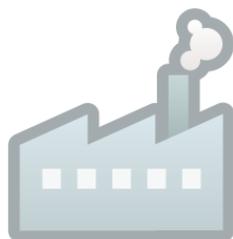
(1) 重点対策1・40

- ◇ 条例に基づく届出の提出
- ◇ 計画期間外の大規模な温室効果ガスの削減



工場A

(1,500kL/年以上)



工場B

(1,500kL/年以上)



工場C

(1,500kL/年未満)



工場D

(1,500kL/年未満)

...



事務所A

(1,500kL/年未満)

事業者全体(大阪府域に限る)が対象

3. 評価制度について

重点対策の対象事業所

(2) 重点対策2～29

- ◇体制の整備
- ◇設備の管理・運用
- ◇自動車の管理・運用

①「主な事業所」※がある場合

工場A
(1,500kL/年以上)

工場B
(1,500kL/年以上)

工場C
(1,500kL/年未満)

事務所A
(1,500kL/年未満)

②「主な事業所」がない場合

工場A
(1,500kL/年未満)

工場B
(1,500kL/年未満)

事務所A
(1,500kL/年未満)

事務所B
(1,500kL/年未満)

全ての「主な事業所」が対象

任意の1事業所以上を選択

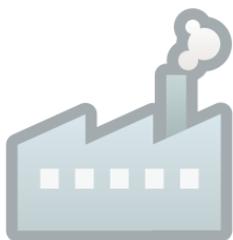
※ 原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル／年以上の事業所

3. 評価制度について

重点対策の対象事業所

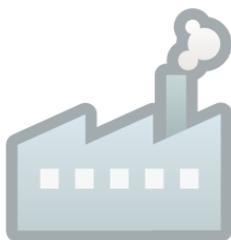
(3) 重点対策30～39、41

- ◇省エネ機器等の導入
- ◇府が推進する温室効果ガス排出抑制
- ◇事業者独自の取組み



工場A

(1,500kL/年以上)



工場B

(1,500kL/年以上)



工場C

(1,500kL/年未満)



工場D

(1,500kL/年未満)

...



事務所A

(1,500kL/年未満)

任意の1事業所以上を選択

(2)で選択した以外の事業所でも可

4. 顕彰について



《おおさか気候変動対策賞》

気候変動対策又はヒートアイランド現象の緩和対策に関し、**他の模範となる特に優れた取り組みを行った事業者若しくはその事業所**(以下「事業者等」という。)又は**建築主及び設計者**(以下「建築主等」という。)を表彰。

〔公募による部門〕

事業活動における温室効果ガスの排出の量の削減及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化（緩和分野）、及び気候変動適応（適応分野）に関し、先進性、効率性、有効性の観点から特に優れた取り組みをした事業者等を表彰

＜対象＞

大阪府内に事業所を有する事業者
又はその事業所



〔評価制度による部門〕

重点対策の実施率及び温室効果ガスの排出に関する削減率に基づき表彰

＜対象＞

計画期間が最終年度の実績報告書の評価結果が**AAA**の特定事業者

※ **8月末日まで**に届出された実績報告書が顕彰の対象

☆令和5年度は、2020～2022年度計画期間とする事業者(2020年度に対策計画書を届出した事業者)が、顕彰対象となります。

＜令和4年度受賞結果＞

	緩和分野	適応分野
大阪府知事賞	大阪大学	関西エアポート株式会社
優秀賞	戸田・ハンシン・大容特定建設工事共同企業体 寝屋川北部地下河川 城北立坑築造工事	ユニバーサル・シティウォーク大阪
	野村不動産マスターファンド投資法人	

詳しくはこちら。 <https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/kikouhendoutaisaku.html>

5. 立入調査について

■立入調査

- 大阪府では、以下の事項に該当する事業者を対象に立入調査を実施します。
 - ✓ 対策計画書で評価が低い事業者
 - ✓ 実績報告書で温室効果ガス排出量が基準年度と比較して増加している事業者
 - ✓ その他、大阪府が必要と認める事業者
(エネルギー使用量の確認等)

- 立入調査では、提出された数値情報の根拠資料の確認のほか、推進体制の確認・設備の運用状況等を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

6.実績報告書の書き方と留意点

■ 実績報告書の構成 様式はエクセル形式で、下記のとおりシートが分かれています。

【実績報告書】

計画期間：2020～22年度、2021～23年度、2022～24年度

シートタグ名

- 1 表紙
- 2 事業所名称等
- 3 状況・対策
- 4 対策・評価
- 5 主なエネ量
- 5-2 電力量入力用（主な事業所）

- 6 その他エネ量
- 6-2 電力量入力用（その他事業所）
- 7 自動車エネ量

【添付資料】〔該当者のみ〕

添付資料の様式はサンプルです。
提出には独自に様式を作成していただいてもかまいません。

- 1 その他エネ量（主な事業所以外の事業所関係のエネルギー使用量 集計表）
- 2 自動車エネ量（事業所で使用する自動車関係のエネルギー使用量 集計表）
- 3 複数事業所で実施する重点対策（複数事業所で実施する重点対策 集計表）

6.実績報告書の書き方と留意点

■全シート共通

様式第1号(第4条関係) 記入例

対策計画書

20XX年 9月 〇〇日

大阪府知事様

届出者住所 大阪府〇〇市〇〇町1-1
〇〇ビル

氏名 株式会社〇〇 (1)-①
代表取締役 大阪 太郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第9条第1項の規定により、提出しております。

特定事業者の主たる業種	9食料品製造業 (1)-②
該当する特定事業者の要件	レ 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者
	レ 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者
	レ 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者
事業の概要	(1)-④ 主に食料品の販売及び加工を行っており、大阪府内では1工場と店舗、1配送センター、及び1支社を所有している。
事業所の名称及び所在地	別紙のとおり
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策	別紙のとおり
温室効果ガスの排出の抑制に関する目標	別紙のとおり
計画期間	(1)-⑤ 2XX4年 4月 1日 ~ 2XX7年 3月 31日
連絡先	部署名 環境推進室環境対策課 電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス 〇〇@〇〇.co.jp
※整理番号	※受理年月日 年 月 日

備考1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

薄い黄色のセルが入力する箇所です。
他の入力シートも同様です

青字で表示される部分は公表対象となります。
※個人情報や経営上の秘密情報などは記載しないようご注意ください。

シートの名称変更や削除はお控えください。
(自動計算、来年度用へのデータ転記ができなくなります。)

<記入例が「対策計画書」となっていますが、「実績報告書」も同じです。>

6.実績報告書の書き方と留意点

■「1 表紙」シート(手引き [報告書]P30)

様式第1号(第4条関係)

対 策 計 画 書

記入例

大阪府知事様

届出者住所 大阪府〇〇市〇〇町1-1
〇〇ビル

氏名 株式会社〇〇 (1)-①
代表取締役 大阪 太郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業者の主たる業種	9食料品製造業 (1)-②
該当する特定事業者の要件	(1)-③ <input checked="" type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者 <input checked="" type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者
事業の概要	(1)-④ 主に食料品の販売及び加工を行っており、大阪府内では1工場と2店舗、1配送センター、及び1支社を所有している。
事業所の名称及び所在地	別紙のとおり
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策	別紙のとおり
温室効果ガスの排出の抑制に関する目標	別紙のとおり
計画期間	(1)-⑤ 2XX4年 4月 1日 ~ 2XX7年 4月 31日
連絡先	(1)-⑥ 部署名 環境推進室環境対策課 電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス 〇〇@〇〇.co.jp

備考1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

日付、業種の記載漏れに注意してください

連絡先は届出内容の確認時に必要です。(担当者名の記載があると、府との連絡がスムーズとなります。)

<記入例が「対策計画書」となっていますが、「実績報告書」も記載内容は同じです。>

6.実績報告書の書き方と留意点

■「2 事業所名称等」シート(手引き [報告書]P32)

1 事業所の名称及び所在地

No.	名称	所在地	延床面積
1	大阪工場	A市 a町1-1	延床面積 45,000㎡
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
以上、主な事業所(燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で100キロリットル/年以上の事業所)			
11	大阪本社	C市 c町3-3	延床面積 1,000㎡
12	大阪南店	D市 d町4-5	延床面積 1,500㎡
13	大阪東店	E市 e町1-3	延床面積 1,300㎡
14	大阪配送センター	F市 f町2-4	延床面積 15,000㎡
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			

記入例

- ・原則、実績報告書は対策計画書と同じ事業所を記載してください。
- ※対策計画書の「主な事業所」がその後1,500キロリットル/年未満になった場合であっても、実績報告書では「主な事業所」としてください。(逆も同様です。)

- ・対策計画書作成以降に新たな事業所が増えた場合は追加し、その際は、備考欄に「追加」と記載します。
- ・事業所を廃止した場合は「廃止」と「廃止時期」を備考欄に記載します。

6.実績報告書の書き方と留意点

「5 主なエネルギー」シート、「6 その他エネルギー」シート

(手引き [報告書]P39、42)

5 基準年度のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量

(1) 主な事業所分

①事業所の名称及び所在地

No.	名称	所在地
1	大阪工場	A市 a町1-1

②基準年度におけるエネルギー使用量

エネルギーの種類	単位	(2023)年度		販売エネルギー量(B)	熱量(GJ)	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量
		エネルギー使用量(A)	熱量(GJ)				
原油 (コークス+ナを除く)	k.L	(5)-③	(5)-④	(5)-⑥			
コンデンサート	k.L						
ガソリン	k.L						
灯油	k.L						
軽油	k.L	100	3,770		3,770	0.0678	258.62
A重油	k.L						
L.P.G	t						
L.N.G	t						
都市ガス	t	1,000	45,000		45,000	0.059	2,695.50
電	100kL × 37.7GJ/kL (単位発熱量) = 3,770GJが自動計算されます。					0.0495	150.00
熱				15,000	20,400	0.0509	1,033.50
冷							
冷水	t					0.059	290.50
その他 (**)							
その他 (**)				15,000GJ × 1.36GJ/GJ (単位発熱量) = 20,400GJが自動計算されます。			
その他 (**)							
その他 (**)							
その他 (**)							
その他 (**)							
その他 (**)							
小計 (GJ)			48,770	20,400	28,370		
電気事業者	キロワット	5,550	55,334		55,334	0.433	2404.90
電気事業者	キロワット	3,900	38,913		38,913	0.433	1696.92
その他	キロワット		27,840		27,840	0.435	1205.00
上記以外の電	キロワット	(5)-⑩					
自家発電	キロワット	(5)-⑩					
小計 (GJ)					83,174		
原油換算 (k.L)			131,944	20,400	111,544		
原油換算 (k.L)			3,404		2,878		

単位発熱量、CO₂排出係数は対象指針で示した値が入力されています。独自の根拠により数値を変更するときは、直接数値を変更入力してください。なおその場合、変更欄に「レ」が入りますので、その値を採用した根拠を別途添付してください。

この欄は「特定送配電事業者」等から購入した買電量を記載します。
※小売電気事業者から購入した買電量ではありません。

化石燃料等を燃料として自家発電した場合に記載します。
太陽光発電は計上しません。(発電時にCO₂を排出しないため)。

③基準年度における温室効果ガス排出量

区分	(2023)年度
エネルギーの使用によって発生する二酸化炭素の排出量	5,404 t-CO ₂
その他 (メタン) の排出量	100 t-CO ₂
(5)-⑪ の排出量	t-CO ₂
(5)-⑫ の排出量	t-CO ₂
エネルギーの使用によって発生する二酸化炭素排出量、その他温室効果ガス排出量の合計値が算出されます。	5,504 t-CO ₂

発熱量(GJ)に原油換算値(0.0258kL/GJ)を乗じた値が反映されます。

集計表あります！

「その他事業所」が複数ある場合は、各事業所におけるエネルギー使用量の「集計表」を添付してください。

6.実績報告書の書き方と留意点

■「5-2 電力量入力用(主な事業所)」シート(手引き [報告書]P40)

このシートに、小売電気事業者から購入した電気の使用量を記載すると、「5 主な工ネ量」シートの買電量へ自動的に反映されます。

※**主な事業所ごとに記入します**

電力量入力(主な事業所)

事業所名	電気事業者	買電量(千kWh)	うち平準化時間帯買電量(千kWh)	合計買電量(千kWh)	単位発熱量(GJ/千kWh)	
大阪工場	001関西電力株式会社から供給された電気	5,000	2,600	8,000	9.97	
	夜間	3,000	—		9.28	
	077株式会社エネットから供給された電気	550	300	550	9.97	
	夜間	0	—		9.28	
	** (5) - ⑥	—	—	0	9.97	
	夜間	—	—		9.28	
	**	昼間	—	—	0	9.97
	夜間	—	—	9.28		
	**	昼間	—	—	0	9.97
	夜間	—	—	9.28		
合計	昼間	9,550	2,900	8,550	—	
夜間	3,000	—	—		—	

・夜間（22時から翌日の8時まで）買電量を把握していない場合は、全買電量を昼間買電量として扱ってください。
 ・「平準化時間帯買電量」は7月～9月及び12月～3月の8時～22時における買電量です。

■「6-2 電力量入力用(その他事業所)」シート(手引き[報告書]P44)

このシートに、小売電気事業者から購入した電気の使用量を記載すると、「6 その他工ネ量」シートの買電量へ自動的に反映されます。

電力量入力(その他事業所)

電気事業者	買電量(千kWh)	うち平準化時間帯買電量(千kWh)	合計買電量(千kWh)	単位発熱量(GJ/千kWh)
001関西電力株式会社から供給された電気	2,000	1,250	2,000	9.97
夜間	0	—		9.28
083株式会社F-Powerから供給された電気	1,000	600	1,200	9.97
夜間	200	—		9.28
199株式会社新出光から供給された電気	500	270	550	9.97
夜間	50	—		9.28
** (6) - ⑥	—	—	0	9.97
夜間	—	—		9.28
**	昼間	—	0	9.97
夜間	—	—		9.28
**	昼間	—	0	9.97
夜間	—	—		9.28

・夜間（22時から翌日の8時まで）買電量を把握していない場合は、全買電量を昼間買電量として扱ってください。
 ・「平準化時間帯買電量」は7月～9月及び12月～3月の8時～22時における買電量です。

集計表あります！

「その他事業所」が複数ある場合は、各事業所におけるエネルギー使用量の「集計表」を添付してください。

6.実績報告書の書き方と留意点

■「7 自動車エネ量」シート(手引き [報告書]P45)

(7) - ①

(3) 事業者で使用する自動車
①基準年度におけるエネルギー

50kL × 34.6GJ/kL(単位発熱量)
= 1,730GJが自動計算されます。

エネルギーの種類	単位	(2XX3)年度		
		エネルギー 消費量 数値	エネルギー 消費量 熱量 (GJ)	台数 (台) 総台数 うち、軽自動車 を除く台数
ガソリン	kL	50	1,730	40
E3ガソリン	kL		0	
バイオガソリン	kL		0	
軽油	kL		4,185	70
LPG	t		0	
都市ガス	km ³		0	
その他			0	
その他 ()			0	
その他 ()			0	
合計 (GJ)			5,915	110

！注意！
数値把握の方法の選択漏れに注意してください。

天然ガス車が該当します。

(7) - ②

②基準年度における温室効果ガス排出量

区分	(2XX3)年度
エネルギーの使用によって発生する二酸化炭素の排出量	403 t-CO ₂

！注意！
自動車の総台数や
うち、軽自動車を除く台数（特殊自動車や
二輪自動車は含みません）の記載漏れに注意
してください。

集計表あります！

事業所が複数ある場合は、各事業所の自動車走行によるエネルギー使用量の「集計表」を添付してください。

6.実績報告書の書き方と留意点

2 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標の達成状況

(1) 計画期間
2021年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日 (3) - ①

(2) 前年度におけるエネルギー総使用量及び温室効果ガス総排出量

区分	基準年度 (2020)年度	前年度 (2023)年度
エネルギー総使用量	134,966 G J	179,687 G J
原油換算量	3,329 k L	4,483 k L
事業活動に伴う温室効果ガス排出量	6,998 t-CO ₂	9,130 t-CO ₂
経済的手法を活用した温室効果ガスの排出抑制対策による排出削減量	0 t-CO ₂	0 t-CO ₂
温室効果ガス総排出量	6,998 t-CO ₂	9,130 t-CO ₂
温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)	(3) - ②	(3) - ③

その他の抑制対策
内容 () 万 t-CO₂

所属の自社所有地以外の植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量 t-CO₂

(3) - ④ 動に伴う温室効果ガス排出量の内訳は、「4 前年度のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量」をもとに作成すること。

(3) 温室効果ガスの削減目標の達成状況

区分	削減目標	第1年度	第2年度	第3年度
		2021年度	2022年度	2023年度
選択	削減率 (排出量ベース)	%	%	%
レ	削減率 (原単位ベース)	1.2%	2.1%	3.5%
	削減率 (平準化補正ベース)	1%	2.1%	3.4%
	取引量による削減率	%	%	%

(3) - ⑤ による削減率は、目標削減率において選択した排出量ベースまたは原単位ベースにより算出と。

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (換算生産量)	基準年度	前年度
	100 (単位: t)	103 (単位: t)

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

大阪工場では生産量を、大阪工場以外の事業所では延べ床面積をそれぞれ原単位の分母として設定し、それらの重み付け合算により求めた換算生産量を全体の原単位として設定しました。

(3) - ⑥

(1) 温室効果ガスの削減状況についての見解 (毎年度の実施状況を必ず記入してください。)

第1年度に大阪支社のほか全事業所のLEDへの入れ替え工事が完了し、第2年度の基準年度比3.5%削減に寄与した。第3年度は受注が増えたことにより生産効率が向上し、原単位で4.6%削減と目標を達成した。

(3) - ⑦

(2) 推進体制

- ・全社的に温暖化対策に取組むため、環境マネジメントシステムを導入します。
- ・社長を本部長とする地球温暖化対策推進本部を設置し、毎月対策の進捗状況を報告し、現状改善などを検討するとともに、店舗ごとに2ヶ月に一度温暖化防止に関する研修会を実施する等して、本体制を継続していきます。

(3) - ⑧

■「3 状況・対策」シート(手引きP33)

(3) - ②
基準年度の値は、**対策計画書に記載の値と同じ**です。

(3) - ③
“エラー”が表示される場合は、平準化時間帯の買電量(電力量入力用シート)が**記載されていない**ためです。

目標削減率は**自動計算**されます。
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定する場合のみ、入力が必要です。)

毎年度の削減状況を記入します。
※増加した場合は理由を**必ず記載**してください。

排出抑制対策の推進組織、環境マネジメントシステムの導入、研修・教育の実施体制等について記載します。

6.実績報告書の書き方と留意点

■「4 対策・評価」シート(手引き [報告書]P37)

4 重点対策実施率の算定と事業者評価						
(1) 事業者情報						
事業者名称		(1)-① 上段の事業者名が反映されます。		業種		
株式会社〇〇				92		
(2) 目標削減率と対策実施率						
目標削減率		3.0 %		実施		93.9 %
標準化目標削減率		3.1 %		評価		AA
(3) 重点対策の実施状況						
対象事業所		(4)-① 重点対策の実施状況を入力すると重点対策実施率が反映されます。				
大阪工場		重点対策の実施状況から評価ランクが分かります。				
番号	区分	種類	項目	重点対策名	対策の実施状況	実施年度
1	GHG排出人工排熱平準化	必須	運用による対策	大阪府温暖化防止条例の届出における対応	(4)-② 実施済み	(4)-③ -
2	GHG排出人工排熱	必須	運用による対策	機器管理台帳の整備	実施済み	-
3	GHG排出人工排熱	必須	運用による対策	エネルギー使用量の把握、管理	実施済み	-
4	GHG排出人工排熱	必須	運用による対策	推進体制の整備	実施済み	(4)-④ -
5	平準化	必須	運用による対策	ピークカット、ピークシフト対策の実施	実施予定	計画期間内 発電機を利用したピーク電力の削減を行う予定。
(中 略)						
35	GHG排出人工排熱	必須	設備導入等	エコカーの導入	実施済み	- 電気自動車1台、ハイブリッド自動車1台を導入済み。また、令和元年度にハイブリッド自動車を1台導入予定。
36	GHG排出	必須	経済的手法を活用した抑制対策	カーボン・オフセットの実施	非該当	- 温室効果ガスの削減は順調に進んでおり、計画の最終年度に3%の削減を達成できる見込みであるため。
37	GHG排出人工排熱平準化	必須	設備導入等	省エネ診断の実施	実施済み	- 平成28年3月に省エネ診断を受診し、省エネ改善の保温」を提案されたのを受け、平成28年度に断熱材をまくことで、対応した。
38	GHG排出	必須	その他	環境配慮製品の開発・製造	非該当	- 製品の開発・製造部門を有していない。
39	人工排熱	必須	人工排熱	ヒートアイランド対策の実施	実施予定	計画期間内 外壁面の緑化を行う予定。
40	GHG排出人工排熱平準化	選択	その他	計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減	該当	平成30～令和2年度の計画期間において、平成30年度比で11.1%（原単位ベース）の削減を達成できた。
41	GHG排出	選択	その他	事業者独自の取組み	実施済み	- 公共交通機関の積極的な利用、自転車の活用。
(4)-⑤				実施数(実施予定等含む)		31
				該当項目数		33

空欄の場合、別シートで排出量等に未記載が考えられます。確認してください。

(4)-①
1 事業所の場合は事業所名を記載。「主な事業所」が複数あるなど、複数事業所について記載する場合は「集計表参照」と記載し集計表を添付。

(4)-②
表の下側に注意が表示される場合は、実施状況を選択していない項目があります。「実施予定」の場合は「実施年度」を必ず選択します。計画最終年度の実績報告書は「実施予定」を選択できません。

(4)-④
「予定なし」・「非該当」の場合はその理由を必ず記載してください。記載していない場合、表の右側に注意が表示されます。

集計表あります！
複数の事業所を重点対策の対象とする場合は「集計表」を添付してください。

※ 1～4の重点対策は、1つでも実施しない場合はC評価となります。

6.実績報告書の書き方と留意点

■添付資料「複数事業所で実施する重点対策」シート

「主な事業所」が複数ある場合は必ず添付資料が必要です！

その他、重点対策2～29をA事業所(主な事業所)、
重点対策30～39・41をB事業所(その他事業所)と異なって実施する場合、などにもお使いください。
(30～39・41の対象となる事業所は統一すること)

【添付資料】 複数事業所で実施する重点対策 集計表

(注意)
①複数事業所を設定する場合、この集計表を活用してください。
例1) 主な事業所(原油換算燃料等使用量が1,500kL/年以上)が複数ある場合
例2) 重点対策2～29の対策はA事業所、重点対策30～39、41の対策はB事業所を選択する場合
②複数事業所で「実施済み/実施予定」となるには、すべての事業所が「実施済み(実施予定含む、非該当は除外)」を選択する必要があります。
例) ③事業所を重点対策の実施事業所として設定した場合
・A事業所:実施済み B事業所:実施予定 C事業所:非該当 → 実施済み/実施予定
・A事業所:実施済み B事業所:予定なし C事業所:非該当 → 予定なし
③重点対策1と40は、事業者全てに係る対策ですので、省略しています。

※添付資料の様式(エクセル形式)は大阪府ホームページからダウンロードしていただけます。

番号	区分	種別	項目	事業所名(最大10事業所)										全体	備考			
				重点対策名														
2	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	機器管理台帳の整備													非該当	
3	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	エネルギー使用量の把握、管理													非該当	
4	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	構造体制の整備													非該当	
5	平準化	必須	運用による対策	ピークカット、ピークシフト対策の実施													非該当	
6	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	オーナー・テナント対策の実施													非該当	
7	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	ボイラーの空燃比の適正管理													非該当	
8	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	ボイラーの効率管理													非該当	
9	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	ボイラーの圧力・温度の管理													非該当	
10	C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	燃費配管のバルブ等の保護													非該当	
C日C抽出人工排熱	必須	運用による対策	燃費配管のバルブ等の保護														非該当	

「対策・評価シート」に転記します。

6.実績報告書の書き方と留意点

■重点対策実施率の算定と事業者評価(その1)

※必ず「重点対策ハンドブック」をご確認ください。

No	重点対策名	よくある間違い
27	エコドライブの励行	<p>・事業所で自動車を使用しないのに、「実施済み」「実施予定」「予定なし」を選択している。</p> <p>⇒事業所で自動車を使用しない場合、 No.27~29、35は全て「非該当」を選択。</p> <p>⇒社員が所有している自動車の対策があれば、 No.41「事業者独自の取組み」に記載。</p> <p>太陽光発電の導入を検討したが、投資回収が見込めない・設置場所がないとの理由により、導入を見送った場合「予定なし」を選択している。</p> <p>⇒実施不可能なので「非該当」を選択。</p>
28	自動車の適正な維持管理	
29	自動車の燃料使用量の把握	
35	エコカーの導入	
34	太陽光発電の導入	

6.実績報告書の書き方と留意点

■重点対策実施率の算定と事業者評価(その2)

No	重点対策名	よくある間違い
36	カーボン・オフセットの実施	3年間で3%以上の削減を予定しているのに「予定なし」を選択している。 ⇒温暖化対策指針においては、3%以上の削減が難しい場合にカーボン・オフセットを検討。 ※3%以上削減している場合は「 非該当 」を選択してもよい。
37	省エネ診断の実施	ある設備のメンテナンス業者から当該設備のアドバイスを受けたことをもって省エネ診断について「実施済み」を選択している。 ⇒メンテナンス業者が設置した設備のアドバイスは省エネ診断に 該当しない 。
38	環境配慮製品の開発・製造	製造業ではなく、製品の開発や製造は行っていないので「予定なし」を選択している。 ⇒ 製造業以外 の事業者は「 非該当 」とすることができる。

6.実績報告書の書き方と留意点

■重点対策実施率の算定と事業者評価(その3)

No	重点対策名	よくある間違い
40	計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減	<p>前計画期間は12.8%の削減だったため、「該当」を選択した（達成状況が記載されていない）。</p> <p>⇒「該当」を選択する場合は、達成した削減率を必ず記載してください。</p> <p>(例)</p> <p>「△△年度比で○○年実績■ ■%削減（原単位ベース）」</p>
41	事業者独自の取組み	<p>独自の取組みは難しいと思い「非該当」を選択している。</p> <p>⇒記載いただくとプラスの評価になるため、記載いただいているケースが多い。省エネ、コスト削減の視点で実施している事もあります。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・社内の環境教育研修の実施・クールビズの推奨・公共交通機関による通勤の推奨・社員が保有している自動車でのエコドライブの推奨 <p>など</p>

6.実績報告書の書き方と留意点

■「チェックリスト」シート

実績報告書への入力いただきましたら、
チェックリストを活用して**記載不備の有無を確認**します。

書 チェックリスト

届出書の記載内容について、本チェックリストを用いて、記載に不備がないか確認してください。
チェックできない項目はありませんでしたか？

チェック	項目	内容
	日付	記載は漏れていませんか。
	届出者	届出者の氏名に、「事業者名称」と「代表者名」の両方を記載していますか。
		届出者が代表者ではない場合、委任状を添付していますか。
		持参・郵送・電子申請いずれの場合も押印不要です。
		事業者名称、住所、代表者に変更はありませんか。 ※いずれかを変更された場合は「氏名等変更届出」の提出が必要です。
	特定事業者の主たる業種	選択していますか。
	該当する特定事業者の要件	いずれかにチェックしていますか。
	事業の概要	公表対象箇所です。個人情報等公表すると支障がある内容を記載していませんか。 ※今後、変更があった場合は「変更対策計画書」の届出が必要になります。

7.よくある質問

項目	質問	回答
電子申請	電子申請のID等も本社の代表者名義で行う必要があるのか。	委任状があれば、代理申請が可能です。 【参考】電子申請システムFAQ Q5 代理人が申請することはできますか。 A. 代理人が当該代理人の電子署名を付して電子申請することは可能です。その際の委任状は電子申請、郵送、持参のいずれかの方法で提出していただくこととなります。
温室効果ガスの削減目標（3%以上削減した時の扱い）	例えば、計画期間（3年間）で10%削減し、削減目安である3%以上の削減が達成した場合、余分の削減率（10%－3%＝7%）を次期計画に繰り越して、削減率にカウントすることはできないでしょうか。	次期計画に余った削減率分を繰り越すことはできません。大きな排出削減を達成した場合には、抑制対策の内容と照らし合わせ、特に優れたものであれば顕彰の対象になりますので、積極的な対策の検討をお願いします。

7.よくある質問

項目	質問	回答
温室効果ガスの削減目標(原単位の指標を途中で変更したい場合)	削減目標に原単位を採用した場合、計画期間の途中で原単位の指標を変更(例えば、生産量から生産額に変更)することができるのでしょうか。	計画期間の3年間、原則的には原単位を変更することはできません。なお、大幅に業態が変わるような場合には、変更対策計画書を届け出ていただくこととなりますが、その際は、原単位の指標を変更してもらって結構です。
一般電気事業者の「昼間買電」、「夜間買電」	一般電気事業者の「昼間買電」、「夜間買電」は、電力会社から送られる検針票のどこの数値を見て求めるのでしょうか。	電力会社と時間帯別契約(昼間と夜間を区分した契約)をされている場合には、毎月の「電気使用量のお知らせ」に「昼間時間」、「夜間時間」の電力使用量が記載されていますので、その数値をもとに、「昼間買電」、「夜間買電」の年間使用量を算出してください。なお、時間帯別契約をされていない場合(一般的な契約の場合)は、これらの区分はありませんので、「昼間買電」として算出してください。

■そのほか、主な質問に対する見解は、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/joureifaq2.html>)

《届出書作成のご参考資料》

- **届出の手引き（記入例あり）** ・よくあるご質問

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_todokede.html

- **特定事業者の重点対策ハンドブック**

（各々の重点対策についての説明）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21606/00139181/R4_zyuten_handbook_v2.pdf

- 温暖化対策指針

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21606/00139181/R5shishin.pdf>

この2つは
必ずご確認ください。

《お問い合わせ先》

特定事業者の区分

お問い合わせ先

(1)府内に設置している事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の特定事業者

脱炭素・エネルギー政策課
気候変動緩和・適応策推進グループ
電話：06-6210-9553

大阪市住之江区南港北1-14-16

(2)連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が府内に設置している事業所及び当該加盟者が府内に設置している当該連鎖化事業に係る事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の特定事業者

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階
メールアドレス：

eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp

(3)府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）を100台以上使用する特定事業者（一般事業者（製造業、卸売・小売業など）・トラック事業者・バス事業者は100台以上、タクシー事業者は250台以上）

脱炭素・エネルギー政策課
脱炭素モビリティグループ

電話：06-6210-9586

大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階
メールアドレス：

datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp